



## 大阪広域水道企業団事業にかかる地方 交付税措置について

### 質 問

平成22年11月2日に府内市町村（大阪市を除く）の構成による一部事務組合として「大阪広域水道企業団」が設立され、大阪府で行っていた水道事業が平成23年4月1日に承継し事業が開始されましたが、承継された事業が企業団構成市町村の普通交付税に具体的にどのように算入されるかお教え下さい。

### 回 答

これまで大阪府が行ってきた水源開発事業や広域化対策事業のために発行した企業債の元利償還金等については、大阪府への地方交付税の算定において繰出基準額を基に基準財政需要額として算入されてきたところですが、このたび、大阪府から大阪広域水道企業団（以下「企業団」とする。）へ事業承継されることとなり、企業団を構成する府内42市町村の基準財政需要額の保健衛生費の需要額に算入されることとなります。

#### 1. 具体的な算入内容

企業団事業にかかる地方交付税措置は、水源開発又は広域化対策にかかる企業債元利償還金等に対する、一般会計からの繰出基準額（国庫補助基本額の1/3又は7/30に相当する元利償還金）×0.5が普通交付税により措置されることとなります。

大阪府では、都道府県の算定経費である衛生費の密度補正Ⅱにおいて、①「水源開発対策に係る繰出し基準額」、②「独立行政法人水資源機構負担金にかかる繰出基準額」、③「広域化対策に係る繰出基準額」、④「一般会計出資債元利償還金等」の4つの項目を基礎数値として需要額に算入されてきました。

この内、①②③については大阪府から企業団へ企業債等の債務承継がされたため、企業団構成市町村

からの繰出基準額を基に、構成市の需要額へ算入されることとなります。なお、④の一般会計出資債については、出資債の債務（起債償還）が、出資者である大阪府に残ることとなるため、大阪府の需要額に、これまでどおり算入されることとなります。

つまり企業団構成市においては、普通交付税の算定における基準財政需要額の保健衛生費算出にかかる密度補正Ⅰの計算に含まれる基礎数値のうち、①②③の3項目が、大阪広域水道企業団事業にかかる企業債に対する元利償還金等の繰出基準額を基礎数値として報告する項目となります。

具体的な算入内容等については次のとおりです。

#### ①水源開発に係る繰出基準額

「水源開発に係る繰出基準額」には、昭和42年度から平成元年度までの上水道水源開発施設事業に係る地方債許可額のうち、補助対象基本額の30分の7（昭和55年度以前の年度の事業及び地方公営企業繰出基準より一般会計から出資が行われる事業以外の事業にあっては3分の1）に相当する額に係る元利償還金（建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数は四捨五入する。）が算入されます。企業団事業で対象となるものは、平成元年度の紀の川大堰建設事業及び安威川ダム建設事業です。

#### ②独立行政法人水資源機構負担金にかかる繰出基準額

「独立行政法人水資源機構負担金にかかる繰出基準額」には、独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金の3分の1に相当する額（千円未満の端数は四捨五入する。）が算入されます。企業団事業で対象となるものは、琵琶湖開発事業及び日吉ダム建設事業、丹生ダム建設事業です。

### ③広域化対策に係る繰出基準額

「広域化対策に係る繰出基準額」には、昭和42年度から平成元年度までの上水道広域化施設整備事業に係る地方債の許可額のうち、補助基本対象額（超過率の適用のあるものにあつては、超過率を乗じた額）の30分の7（昭和55年度以前の年度の事業及び地方公営企業繰出基準により一般会計から出資が行われている事業以外の事業にあつては3分の1）に相当する額に係る元利償還金（建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数は四捨五入する。）が算入されます。企業団事業で対象となるものは、昭和55年度から平成元年度までの第7次拡張事業です。

## 2. 普通交付税の手続きの流れ

大阪広域水道企業団事業に係る普通交付税算定にかかる事務手続きについては、関係基礎数値にかかる資料作成、基礎数値の報告及び総務大臣承認といった手続きになります。

企業団事業の算定にかかる作業については、普通交付税の基礎数値報告等、通常のスケジュールと同様です。この中で今年度（平成23年度）は作業途中であるため、平成22年度と同様のスケジュールで説明すると、4月上旬に照会した「普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について（照会）」（以下「4月照会」とする。）において、新たに企業団関係資料として、調査表13（様式）「上水道事業に係る元利償還金等に関する調」中の、①「（1）水源開発対策 その1 企業債元利償還金」、②「（1）水源開発対策 その2 独立行政法人水資源機構負担金」、③「（2）広域化対策 企業債元利償還金」の以上3種類の調書作成が追加が必要となります。

なお、企業団に係る企業債の元利償還金等を企業団構成市の基礎数値として報告するには、普通交付税に関する省令による率により按分した数値をそれぞれの構成市町村の元利償還金とみなすこととなっています。この率の決定には、普通交付税に関する省令に基づく総務大臣の承認が必要であり、7月上旬にある総務省から各都道府県あてのその照会に対

し、大阪府からは企業団構成市町村より提出された資料等を基に総務大臣承認申請書を提出することとなります。

その後、7月下旬に総務大臣からの承認（通知）がなされ、以上の手続きを経て報告された基礎数値等をもとに、交付額の決定がなされることとなります。

## 3. おわりに

大阪府から企業団へ承継された事業にかかる普通交付税算定について、企業団構成市町村においては、これまでどおりの普通交付税の算定スケジュールで作業を進めていただくこととなりますが、一部追加となる調書の作成や、手続き等に遺漏のないようご対応願います。

（大阪府総務部市町村課財政グループ）